

○厚生労働省令第八十九号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十四条及び第二十四条の二（これらの規定を同法第七十三条において準用する場合を含む。）並びに第一百六条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運用の方法の公表)</p> <p>第十九条の三 企業型運用関連運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により提示する運用の方法(令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあつては、当該指定運用方法を含む。)に係る第二十条第一項各号に掲げる情報(法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあつては、第二十条第二項第一号及び第二号に掲げる情報を含む。)を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定による公表は、第二十条第一項第四号に掲げる情報(法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示する場合にあつては、第二十条第二項第二号に掲げる情報を含む。)を一覧できるように取りまとめ記載しなければならない。</p> <p>3 企業型運用関連運営管理機関は、少なくとも毎年一回、第一項の規定により公表した情報に変更がある場合には、変更後の情報を公表するものとする。</p> <p>(運用の方法等に係る情報の提供)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、第一項又は第二項の規定による情報の提供を行う場合は、企業型年金加入者等に対し、書面の交付その他の適切な方法により、法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>一 法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法に係る商品の</p>	<p>(新設)</p> <p>(運用の方法等に係る情報の提供)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（次号において「営業職員」という。）

二 営業職員以外の職員（営業職員が当該情報の提供に同席する場合に限る。）

5 | 6 | (略)

(準用規定)

第五十九条 前章第四節（第十九条の二を除く。）の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第十九条の三第一項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「運用の方法（令第十五条第一項の表の二の項ニ又は三の項ナ若しくはラに掲げるものを除き、）」とあるのは「運用の方法（一）」と、「に係る」とあるのは「を選定した理由及び当該運用の方法に係る」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第四項中「企業型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、同条第五項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあっては、当該事業主の主たる事業所）」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主

4 | 5 | (略)

(準用規定)

第五十九条 前章第四節（第十九条の二を除く。）の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第四項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあっては、当該事業主の主たる事業所）」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十二条の二中「企業型記

掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関に」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関が」と、「企業型記録関連連運営管理機関は」と、「企業型記録関連連運営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関が」と、「企業型記録関連連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連運営管理機関は」と、「企業型記録関連連運営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。